

事 務 連 絡
令和6年3月27日

高齢者施設・事業所の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

有毒植物による食中毒防止の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

例年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物の誤食による食中毒が多く発生しています。令和5年もイヌサフラン、グロリオサ、スイセン等の有毒植物の誤食による食中毒事例が報告されており、患者の多くを高齢者が占めています。

これを踏まえ、厚生労働省老健局においては、「有毒植物による食中毒防止の徹底 について」(令和6年3月21日付け事務連絡)を発出し、注意喚起等がはかられました。

つきましては、厚生労働省で作成したリーフレットや自然毒のリスクプロファイルを活用するなどにより、食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」よう注意喚起を行うようお願いします。

(参考) 厚生労働省ホームページ

- ・有毒植物による食中毒に注意しましょう

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/youudoku/index.html)

- ・自然毒のリスクプロファイル

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/poison/index.html)

介護保険課

施設整備係 TEL:0742-27-8534

介護事業係 TEL:0742-27-8532